

【アメリカ】コロナ下における連邦議会下院の遠隔審議の継続

海外立法情報課 中川 かおり

* 連邦議会下院は、第 117 議会（2021-22 年）の冒頭で、本会議及び委員会で遠隔審議を行うための第 116 議会決議第 965 号の適用を、一部の規定を除き継続することに決めた。

1 連邦議会下院決議第 965 号に基づく代理人投票による遠隔審議

2020 年 5 月 15 日、連邦議会の下院は、第 116 議会（2019-20 年）に限り、新型コロナによる公衆衛生緊急事態にあることを条件として、本会議の代理人投票による表決及び委員会の遠隔審議を行えるようにする特別規則を決議第 965 号により定めた¹。本会議の代理人投票による表決及び委員会の遠隔審議を行うことができる期間である「適用期間」は、同年 5 月 20 日にペロシ（Nancy Pelosi）下院議長により指定され、その後も、6 月 29 日、8 月 17 日、9 月 30 日、11 月 13 日及び 12 月 29 日の各日に延長され²、2021 年 1 月 3 日正午（第 116 議会の最終日時）までとされた。

2 決議に基づく下院管理委員長の報告書

決議の第 5 条 a 項は、下院管理委員長に対し、本会議で代理人議員によらない遠隔投票を行う技術の実行可能性を調査し、運営可能で安全な技術に関する決定につき認証書を提出するよう求める。この規定に基づき、2020 年 11 月 10 日に報告書が提出された³。

この決議に基づく本会議の活動は、遠隔投票を利用した議員が 180 名、遠隔で投じられた票が 6,714 票、電子的に提出され、処理された修正案が 2,994 本であった（同年 5 月 20 日～2021 年 1 月 3 日正午）⁴。同じ決議に基づく委員会の活動は、全員が遠隔で出席した公聴会（hearings）が 115 件、逐条審査（markups）が 4 件、また、遠隔と直接の両方の出席者がいた公聴会が 117 件、逐条審査が 26 件であった（2020 年 5 月 20 日～11 月 9 日）。

この決議は、委員会については、全員が遠隔で行うことも認めていたものの（決議第 4 条）、本会議については、必ず一定数の議員が代理人として本会議場にいることを求めるものであった（決議第 2 条）。報告書は、この本会議に関する決議の要請のために、議員の投票の合間に消毒作業が行われたことや、一度に本会議場内にいる議員の数を制限するよう、議員をグループに分けて投票させたことにより、コロナ下において、投票の所要時間が増えたと指摘する。これは、法案の審議に必要な時間の減少、ひいては、下院の審議の効率性の低下を意味する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 3 月 10 日である。

¹ 中川かおり「【アメリカ】コロナ下の連邦議会下院における遠隔審議」『外国の立法』No.284-2, 2020.8, pp.2-3. 下院少数党院内総務らは、これを違憲として訴訟を提起したが、コロンビア特別区の連邦地方裁判所により却下された。中川かおり「【アメリカ】連邦議会下院の遠隔審議のための決議の差止請求を却下する判決」『外国の立法』No.285-1, 2020.10, p.33. この事件は、現在控訴審（McCarthy v. Pelosi, Civil Action No.20-5240.）に係属中であるが、2020 年 11 月 2 日に行われた口頭弁論において、判事の関心は、本案ではなく、司法審査の可否や原告適格の有無に集中したと報じられている。William Ford, “On Appeal, House Republicans Press Forward With Legal Challenge to Proxy Voting,” *Lawfare*, Nov. 16, 2020.

² “Newsroom.” Speaker of the House website <<https://www.speaker.gov/newsroom>>

³ Committee on House Administration Chairperson Zoe Lofgren, *Staff Report on Feasibility of Remote Voting in the United States House of Representatives pursuant to House Resolution 965*, § 5, November 10, 2020. 116th Congress.

⁴ *Rules for the 117th Congress*, p.20. House Committee on Rules website <<https://rules.house.gov/sites/democrats.rules.house.gov/files/RulesForThe117thCongress.pdf>>

そのため、報告書は、本会議において、代理人議員によらない遠隔投票が導入されれば、コロナ感染を防ぎつつ、その審議の効率性が向上するだろうとする。

報告書は、本会議で遠隔投票を行う技術の実行可能性及び安全性の調査のために、管理委員会が2020年7月17日に開催した公聴会⁵につき報告する。この公聴会で、委員会が意見を聴取した各界の専門家は一致して、本会議の代理人議員によらない遠隔投票を、安全で信頼できる方式で行うことが技術的に可能であるとした。これが可能であるのは、本会議の投票が秘密ではないために、たとえ、これに何らかの操作や改変が加えられたとしても、それを後に発見し、訂正することができるからである。

本会議の遠隔審議に求められる技術的な要素は、①悪意のある、又は偽のネットワークに接続しないことを保障すること、②投票専用のデバイスを各議員に配布すること、③多要素認証及び終端間(end-to-end)の暗号化を行うこと、④電話ネットワークではなく、インターネット・アプリケーションを用いること等である。

ただし、下院指導部はこの報告書を受理はしたが、これに法的拘束力はなく、本会議への代理人投票によらない遠隔審議の導入に向けた決議に基づく手続は進んでいない⁶。

3 第117議会における決議第965号の適用の継続

第117議会(2021-22年)が2021年1月3日の正午に開会した。翌4日に提出・可決された決議第8号(H.Res.8)⁷は、本来なら第116議会に限って有効とされる決議第965号が、第117議会でも、前議会で適用されたのと同じように適用されるとした。ただし、次の条件に従う。

- ・代理人を指名した議員が本会議場に現れ、自ら投票等を行う場合には、その指名は自動的に撤回される(決議第965号第2条a項(2)(B))が、その場合には、事後にクラークに提出される撤回の書簡は、通常撤回の書簡と異なり、①その撤回につき議長、院内総務等に対して通知すること(同条a項(3))及び②その撤回に関するリストを公衆に入手可能とすること(同条b項)が不要とされる。(決議第8号第3条s項(1))
- ・委員会が遠隔審議を開始する前に、議員の遠隔審議の準備ができていること等を、多数派の議員から議長に対して通知する書簡を連邦議会議事録に掲載することを求める規定(決議第965号第4条b項)は適用されない。(決議第8号第3条s項(2))
- ・管理委員長は、少数党院内総務と協議の上で、議長等に対し、代理人議員によらない遠隔投票のために用いられ得る、運用可能で安全な技術を特定し、提案するとともに、決議第965号第5条a項と同様に、下院への提案につき認証書を提出する。(決議第8号第3条s項(3))

同日、ペロシ議長は、この決議第8号第3条s項の規定に基づき「適用期間」を指定し、当該期間は2021年2月18日までとされ、2月10日には、更に4月4日まで延長された。

⁵“Exploring the Feasibility and Security of Technology to Conduct Remote Voting in the House,” July 17, 2020. Committee on House Administration website <<https://cha.house.gov/committee-activity/hearings/exploring-feasibility-and-security-technology-conduct-remote-voting>>

⁶報告書は、決議に従い出されたもので、下院指導部の意向を受けたものではなかったとされる。Katherine Tully-McManus, Secure remote voting possible for the House, but opposition remains—House panel conclusions have no policy effect, *Roll Call*, Nov. 12, 2020.

⁷H.R.Res.8, 117th Cong. (2021). <<https://www.congress.gov/117/bills/hres8/BILLS-117hres8eh.pdf>> 第117議会の議事規則を定める決議。代理人による遠隔投票継続のほか、内部告発者の保護、職員の多様性の実現、法案の最終段階で少数党議員に認められる差戻し動議(motion to recommit)の制限、新型コロナウイルス及び気候変動に関する法案につきペイゴー原則(pay-as-you-go rule. 減税や新たな支出につき、財源確保を義務付ける原則)の免除等を定める。差戻し動議につき、廣瀬淳子『アメリカ連邦議会—世界最強議会の政策形成と政策実現』公人社, 2004, p.94 参照。